また、上記の環境影響調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、ギバチ等、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、トウキョウダルマガエル等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類又は準絶滅危惧として掲載されているミクリ属の一種その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらの種について、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされる種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・低減されると予測されている。

主な保全措置として、トウキョウダルマガエルについては、移設等を講ずることとしている。

また、施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、このうち１箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る１箇所についても白河市教育委員会との協議により発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な自動車交通を確保することなどを主な目的とし、道路構造令による第３種第２級及び第４種第１級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成７年３月17日に都市計画決定され、平成26年８月12日に変更決定された都市計画と、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、安全かつ円滑な自動車交通を確保することなどの必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、白河市長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福島県白河市役所

○関東地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日　関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東京都港区高輪三丁目四六五番一から同区高輪三丁目四六四番一まで	前	五五・八〇～五七・〇〇メートル　〇・〇一〇キロメートル
	後	五五・八〇～六七・八〇メートル　〇・〇一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十五号	東京都港区高輪三丁目四六五番一から同区高輪三丁目四六四番一まで	関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するものとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　十五号	東京都港区高輪三丁目四六五番一から同区高輪三丁目四六四番一まで	関東地方整備局及び同局東京国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保するものができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限するものにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月二十八日

○関東地方整備局告示第七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日　関東地方整備局長　泊　宏